

函館市生活支援体制整備事業実施要綱 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">函館市生活支援体制整備事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に規定する地域支援事業のうち、被保険者の地域における自立した日常生活の支援および要介護状態または要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業(以下「体制整備事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(体制整備事業の目的)</p> <p>第2条 体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯および認知症の高齢者が増加する中、医療および介護のサービス提供のみならず、函館市(以下「市」という。)が中心となって、地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者の生活支援および介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)を担う多様な事業主体と連携しながら、地域資源の開発による支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第3条 体制整備事業の実施主体は、市とする。ただし、体制整備事業の一部を、適切、公正、中立的かつ効率的に実施することができる者と認める者に委託することができる。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第4条 体制整備事業の基本的な内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)生活支援コーディネーターの配置(略)</p> <p>(2)協議体の設置(略)</p> <p>ア 協議体の役割</p> <p>イ 協議体の委員および構成員等</p> <p>イ 第1層の協議体</p> <p>ア 協議体の委員は、次に掲げる団体等をもって構成し、市長が指定する。</p>	<p style="text-align: center;">函館市生活支援体制整備事業実施要綱 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第5号に規定する地域支援事業のうち、被保険者の地域における自立した日常生活の支援および要介護状態または要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業(以下「生活支援体制整備事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 生活支援体制整備事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯および認知症の高齢者が増加する中、医療および介護のサービス提供のみならず、函館市(以下「市」という。)が中心となって、地域包括ケアシステムの構築のため、高齢者の生活支援および介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)を担う多様な事業主体と連携しながら、地域資源の開発による支援体制の充実・強化および高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。</p> <p>(実施主体)</p> <p>第3条 生活支援体制整備事業の実施主体は、市とする。ただし、生活支援体制整備事業の一部を、適切、公正、中立的かつ効率的に実施することができる者と認める者に委託することができる。</p> <p>(事業内容)</p> <p>第4条 生活支援体制整備事業の基本的な内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)生活支援コーディネーターの配置(略)</p> <p>(2)協議体の設置(略)</p> <p>ア 協議体の役割</p> <p>イ 協議体の委員および構成員等</p> <p>イ 第1層の協議体</p> <p>ア 協議体の委員は、次に掲げる団体等をもって構成し、市長が指定する。</p>

(a) コーディネーター

(b)～(d) (略)

b～c (略)

d 会長および副会長は、委員の互選により
会長を定める

e～f (略)

(イ) 第2層の協議体

a (略)

(a) コーディネーター

(b) (略)

(c) その他第2層におけるコーディネーター
が必要と認める者

ウ 会議

(ア) 第1層の協議体

会長が招集し、開催する。なお、委員の半数
以上が出席しなければ開催することができな
い。また、会長が必要と認めるときは、会議に
委員以外の者の出席を求め、その意見または説
明を聴くことができる。

(イ) 第2層の協議体

函館市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成
26年10月29日施行）に規定する地域課題
の検討を行う地域ケア会議を活用し、必要に応
じ随時開催する。

第5条～第6条 (略)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(a) 第1層コーディネーター

(b)～(d) (略)

b～c (略)

d 会長および副会長は、委員の互選により
定める

e～f (略)

(イ) 第2層の協議体

a (略)

(a) 第2層コーディネーター

(b) (略)

(c) その他第2層コーディネーターが必要と
認める者

ウ 会議

(ア) 第1層の協議体

a 名称は、函館市地域支え合い推進協議体とす
る。

b 会長が招集し、開催する。なお、委員の半数
以上が出席しなければ開催することができな
い。また、会長が必要と認めるときは、会議に
委員以外の者の出席を求め、その意見または説
明を聴くことができる。

(イ) 第2層の協議体

函館市地域ケア会議推進事業実施要綱（平成
26年10月29日施行）に規定する地域課題
の検討を行う地域ケア会議を活用し、必要に応
じ開催する。

エ その他

協議体の庶務は、保健福祉部において処理する。

第5条～第6条 (略)

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。